令和7年1月29日 資料5 第32期青少年問題協議会 第10回専門委員会

「豊島区子ども・若者総合計画(令和7~11年度)」策定に伴う パブリックコメント実施結果について

1 パブリックコメントの実施について

- (1)募集期間:令和6年12月11日から令和7年1月10日まで
- (2) 募集方法: 広報としま 12月 11日号、区ホームページに掲載
- (3) 閲覧場所:子ども若者課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、 区ホームページ
- (4) 結果公表: 令和7年4月1日

2 受付方法及び意見件数

- (1) 受付方法 4件 (メール2件、FAX1件、持参1件)
- (2) 意見件数 15件
 - ※ 複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、受付件数と意見件数は一致しません。

項目	件数
① 全体について	1件
② 第2章「子ども・若者と家庭を取り巻く状況」について	1件
③ 第3章「施策の方向」について	12 件
④ 第5章「計画の推進に向けて」について	1件

3 ご意見の概要と区の考え方(案)

① 全体について

No.	意見概要	件数	区の考え方
1	年齢も分野も幅広い計画となってお	1	庁内の連携をより一層強化するため、関係
	り、今まで以上の庁内の横断的な連		部署で組織する「子どもの施策調整会議」
	携が必要と思われる。ぜひ、計画遂行		等を活用し、より効果的に情報を共有しな
	のために情報を密に行ってほしい。		がら豊島区一丸となって施策を展開して
			まいります。

② 第2章「子ども・若者と家庭を取り巻く状況」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
2	地域における子育て支援や見守り活	1	青少年育成委員などの地域団体と協力し、
	動が活発に行われていると思う保護		挨拶運動や見守り活動を引き続き実施し、
	者の割合が各年齢層5割近くに達し		地域全体で子どもたちを見守る安全・安心
	ているのは嬉しい。今後も区と市民		なまちづくりを進めてまいります。
	と一体になって、地域で子どもを見		
	守っていただきたい。		

③ 第3章「施策の方向」について

目標 I 「子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
3	休日や放課後等、家族や友だちとおしゃべりをしたり勉強、スポーツ、ゲーム、図書など総口的にいろいろな事ができる場所、ゆとりのある空間が、子どもたちに必要なのではと思う。	1	例えば、中高生センタージャンプは、中高生がくつろいで友人と過ごしたり、卓球・バスケット等のスポーツ活動やバンド練習等の音楽活動をすることができます。また、図書コーナーや学習スペースなど、中高生が様々な活動ができる居場所を提供しています。豊島区は、子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、今後も子どもの居場所や遊び場の充実を検討してまいります。
4	子どもの居場所として、1 階は、乳幼児 2 階 3 階は小中高生の居場所 4 階はスポーツのできる体育館のような総合施設が理想であると思う。	1	様々な御意見を踏まえて、子どもの居場所がより魅力あるものとなるように、内容の 充実化に取り組んでまいります。
5	中高生が主に利用する場所は中高生センター「ジャンプ長崎、東池袋」があるが、小学生は、各ひろばに小中高生用の小さい部屋しかなく、大勢が集まると座る場所もない。居心地の良い場所になっていないと感じる。	1	区民ひろばは、誰でも利用できる施設のため、多くの人が安心して利用できるよう、年齢等に応じて部屋を分けたりしています。また、施設の規模も区民ひろばごとに差があり、ご指摘のとおり十分な広さを確保できていないひろばもございます。豊島区といたしましては、今の施設を最大限有効に活用し、より多くの方に利用してもらえるような施設運営を進めるとともに、今後の施設の在り方を検討してまいります。

③ 第3章「施策の方向」について

目標 [「子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
7	子どもの居場所として、ボール(サッカー・野球)ができる公園が欲しい。 区民ひろばについて、小学生の 15~20%近くが放課後に過ごす場所として利用している。今後も子どもの居場所として継続して確保していただきたい。	1	豊島区には、サッカーボールや野球ボールで遊ぶ公園として区内8か所に「キャッチボール場」(ボールひろば)があります。このような子どもの居場所について、積極的に周知してまいります。 今後も、子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、既存施設の内容充実化等に取り組んでまいります。
8	公園での球技が禁止されていることで 遊びの選択肢が限られることや、夏場 の酷暑により屋外で遊ぶことが困難で あることから、足立区のギャラクシティのように、屋内で安全に多様な遊 びができる施設があれば、子ども達 が放課後に安心して楽しく過ごすこ とができるだけでなく、保護者の安 心感も高まるのではないか。	1	豊島区では、ボール遊びができる「キャッチボール場」(ボールひろば)の整備に加え、酷暑時の遊び場所として、夏休み期間中の区立の体育施設利用料無料化や、区民ひろばを「としま涼みどころ」として小学生タイムを設定する等、居場所拡充の取組を進めています。また、中高生センタージャンプは、様々な活動が可能な放課後に安心して過ごせる中高生の居場所です。そういった居場所についてより周知していくとともに、居場所や活動の場の充実を図ってまいります。
9	不登校の子どもや、いじめに遭っているなどにより学校に居場所感を持てない子どもにとって、学校でのつながり以外での交流ができる居場所が必要だと思う。また、場所の確保だけでなく、特性を持つ子どもや、同年代で遊ぶ経験が少ない子どもにとっては、交流を促したり遊び方を教えるなどの大人のサポートも必要だと思う。	1	中高生センタージャンプは午前10時から活動できる中高生の居場所であり、事情があって学校へ行っていない子どもも安心して過ごすことができます。また、定期的に子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員による相談等のサポートも実施しています。豊島区では、ご自身の活動や他者との関わりを支援しながら居心地の良い居場所の提供を進めてまいります。

③ 第3章「施策の方向」について

目標 I 「子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
10	豊島区で子どもの不登校、引きこも	1	豊島区では、子ども若者支援団体、地域の方
	り、発達支援に携わる教育・福祉・医		など幅広に参加者を募り、子ども若者支援
	療関係の支援者・機関同士が有機的		ネットワークイベントを開催し、共通のテ
	なケース連携を行えるきっかけ作り		ーマを一緒に考え学びあうことで地域連携
	をしていただきたい。		を進めています。また、児童発達支援センタ
			ーでは、関係機関による定期的な会議開催
			により地域連携を進めています。今後も必
			要な窓口や支援情報が関係者で共有される
			よう、支援機関の対応力を強化するととも
			に情報を発信してまいります。

③ 第3章「施策の方向」について

目標Ⅱ「妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
12	乳幼児親子と小学生の家族が一緒に 安心して安全に遊べる場所があると よい。 区民ひろばは、各年齢(月齢)が安心・ 安全に過ごし遊ぶことを目的に年齢 別に部屋を作っている。乳児の保護 者としては、安心して遊ぱせること ができてとても良い。	1	子ども家庭支援センターでは乳幼児やその 兄弟も含めたご家族が、親子で楽しく安心 して過ごせる居場所として親子あそび広場 を設置しています。今後もSNSやHPを 活用するなど、広報を進めてまいります。 区民ひろばをご利用いただき、ありがとう ございます。引き続き、皆様が安心して利用 できる施設運営を進めてまいります。
13	区民ひろばは、保育園、幼稚園に通っ ていない乳幼児や専業主婦・主夫、産 休、育休中の母子、父子にとって、と ても良い施設だと思う。	1	区民ひろばをご利用いただき、ありがとう ございます。引き続き、皆様が安心して利用 できる施設運営を進めてまいります。

③ 第3章「施策の方向」について

目標VI「区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
14	不健全図書類等規制対策事業は計画	1	豊島区では、青少年の健全な育成を図る
	の掲載を削除すべきである。		ため、その良好な環境を維持することを
	〔理由〕		目的として、「豊島区不健全図書類規制に
	自動販売機の設置は東京都に届出を		関する条例」を制定しています。これによ
	することになっているが、東京都の報		り目的を害する恐れのある図書類の販
	告によれば、豊島区内には自動販売機		売、頒布等を規制し、当該図書類の自動販
	の設置箇所・設置台数は現在「0」であ		売機による販売を制限しています。ご意
	る。自動販売機が区内になければ「豊		見をいただきました事業では、当該図書
	島区不健全図書類規制に関する条例」		類を販売する自動販売機の新たな設置が
	を廃止または事業を見直すべきであ		ないかの確認のため見守り調査を実施し
	る。区内に自動販売機がないのに、自		ています。今後は調査結果などを踏まえ、
	動販売機調査を行う旨をこの計画に		事業のあり方も含めて検討してまいりま
	掲載し続けるのは不適切である。		す。

④ 第5章 「計画の推進に向けて」について

No.	意見概要	件数	区の考え方
15	子ども・若者の意見等の反映について	1	豊島区では、子どもの権利保障として、こ
	は、p147 以降で触れられているが、子		れまでも子ども・若者等の意見を施策へ
	どもの意見を聞くことは一人ひとり		反映させる取組を進めてまいりました。
	のかけがいのない人生のための子ど		これまで積み重ねてきた取組を大切に、
	もの権利の第一歩であると考えます。		さらに子ども・若者等の意見が豊島区の
	子ども若者総合計画の遂行、および、		あらゆる施策へと反映させられるよう取
	豊島区のあらゆる計画で子どもの意		組を推進してまいります。
	見反映を重要視していただきたい。		